

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

遠野市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

遠野市長

## 公表日

令和2年4月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>・母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく事務を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>②新生児の訪問指導の実施に関する事務</p> <p>③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>⑤母子健康手帳の交付に関する事務</p> <p>⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務</p> <p>⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務</p> <p>⑩養育医療の費用の徴収に関する事務</p> <p>⑪乳幼児健康診査等のデータのマイナポータルを通じた本人等への提供や市町村間等での情報連携</p>
③システムの名称	保健福祉情報システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル、中間サーバーファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1項番49</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7項 別表第2 26、56の2、69の2、70、87</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第30条第8号、第38条の3第1号から第7号、第39条第1号から第4号、第44条第1号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	遠野市子育て応援部母子安心課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	遠野市 総務企画部 総務課 岩手県遠野市中央通り9番1号 0198-62-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	遠野市子育て応援部母子安心課 岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵4番地1 (遠野健康福祉の里内) 0198-68-3186

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5、①部署	健康福祉部健康福祉の里保健医療課	子育て応援部 母子安心課	事後	
平成30年4月1日	5、②所属長	健康福祉部健康福祉の里保健医療課長 千葉典子	子育て応援部 母子安心課長 菊池寿	事後	
平成30年4月1日	7、請求先	総務部総務課行政文書係	遠野市 総務企画部 総務課 岩手県遠野市中央通り9番1号 0198-62-2111	事後	
平成30年4月1日	8、連絡先	健康福祉部健康福祉の里保健医療課	遠野市 子育て応援部 母子安心課 岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵4番地1 (遠野健康福祉の里内) 0198-68-3186	事後	
平成31年4月1日	1、②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法による母子健診情報の管理、統計報告書の作成、データ分析の処理を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</li> <li>①妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務</li> <li>②妊婦・乳幼児健診の受診・結果の記録管理</li> <li>③妊産婦・乳幼児の訪問、相談記録管理</li> <li>④養育医療の給付・費用の支給・徴収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく事務を行う。</li> <li>・本事務における特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。</li> <li>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>②新生児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>⑤母子健康手帳の交付に関する事務</li> <li>⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務</li> <li>⑩養育医療の費用の徴収に関する事務</li> </ul>	事後	
平成31年4月1日	3、法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1項番49</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条</li> </ul>	事後	
平成31年4月1日	4、②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番70	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7項別表第2 26、56の2、70、87</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、39、44条</li> </ul>	事後	
平成31年4月1日	5、②所属長	子育て応援部 母子安心課長 菊池寿	子育て応援部母子安心課長 芳賀 寛	事後	
令和2年4月1日	5、②所属長	子育て応援部母子安心課長 芳賀 寛	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	1、②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく事務を行う。</li> <li>・本事務における特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。</li> <li>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>②新生児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>⑤母子健康手帳の交付に関する事務</li> <li>⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務</li> <li>⑩養育医療の費用の徴収に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づく事務を行う。</li> <li>・本事務における特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。</li> <li>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>②新生児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>⑤母子健康手帳の交付に関する事務</li> <li>⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務</li> <li>⑩養育医療の費用の徴収に関する事務</li> <li>⑪乳幼児健康診査等のデータのマイナポータルを通じた本人等への提供や市町村間等での情報連携</li> </ul>	事後	
令和2年4月1日	4、②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7項別表第2 26、56の2、70、87</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、39、44条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7項別表第2 26、56の2、69の2、70、87</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第30条第8号、第38条の3第1号から第7号、第39条第1号から第4号、第44条第1号</li> </ul>	事後	